

通常事業

平成29年度：NPO関連予算総括表（訂正版）

省庁名

国土交通省

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	H29年度予算額 (百万円)	H28年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	28年度NPO への実績	備考
1	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	継続	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備を含む実証事業等に対する補助及び継続性のあるまちづくり活動を実践する人材の育成を図る仕組み等への支援を通じ、民間まちづくり活動の普及啓発を行う。	(92の内数)	(80の内数)	【社会実験・実証事業等】 1/3[間接補助]（かつ、地方公共団体負担額以内） ※都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人に指定された場合は、1/2[直接補助]（かつ、地方公共団体負担額以内） 【普及啓発事業】 定額補助	【社会実験・実証事業等】 地方公共団体・民間事業者等（NPO含む）・都市再生推進法人（NPO含む）等 【普及啓発事業】 民間事業者等（NPO含む）・都市再生推進法人（NPO含む）等	【社会実験・実証事業等】 交付先の各地方公共団体において決定 【普及啓発事業】 公募期間（平成29年1月31日～2月28日）	【社会実験・実証事業等】 交付先の各地方公共団体において決定 【普及啓発事業】 都市局に申請	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32575)	-	No.1
2	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及びまちづくりNPO等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。	※1	※1	1/3等 [間接補助]	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくりNPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32745)	※2	No.2
3	都市再生整備計画事業	継続	市町村が作成した都市再生整備計画に位置付けられたハード事業（道路、公園、住宅等）からソフト事業（まちづくり活動支援等）まで、NPO等が行う事業にも幅広く活用できる交付金を交付する。	※1	※1	概ね4割等 [間接補助]	市町村、NPO等	交付先の各市町村において決定	交付先の各市町村において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763)	※2	No.3
4	都市機能立地支援事業	継続	まちの拠点となるエリアへ医療・商業等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。 都市機能を整備する民間事業者等（NPOを含む）に対して補助を行う。	(1,384の内数)	(2,400の内数)	1/2等 [直接補助]	民間事業者等（NPOを含む）	地方公共団体を通じて公募	地方公共団体を通じて申請	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763) 住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)	-	No.4
5	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する。 国土交通省は、都市防災事業計画に基づいた都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上に資する事業を民間事業者等（NPOを含む）が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	2/3,1/2,1/3以内 [間接補助]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 都市安全課 03-5253-8111 (内線 32334)	※2	No.5
6	市民緑地等整備事業	継続	NPO等の緑地保全・緑化推進法人が市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8111 (内線 32965)	※2	No.6
7	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8111 (内線 32986)	※2	No.7
8	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、NPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線 32854)	※2	No.8

※1 社会資本総合整備事業（平成29年度19,997億円、平成28年度24,113億円（うち補正4,127億円））の内数。
 ※2 地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない。
 ※3 地方公共団体等では、この予算の他、社会資本総合整備事業（平成29年度19,997億円、平成28年度24,113億円（うち補正4,127億円））の内数での事業実施もある。

通常事業

平成29年度：NPO関連予算総括表（訂正版）

省庁名

国土交通省

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	H29年度予算額 (百万円)	H28年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	28年度NPO への実績	備考
9	マンション管理適正化・再生推進事業	継続	国土交通省は、マンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図るため、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組みに要する費用に対して補助を行う。	(99の内数)	(99の内数)	10/10 〔定額補助〕 〔直接補助〕	マンション管理組合の活動を支援する法人等	平成29年2月6日～3月13日の期間で公示	国土交通省HPにて手続きを公表し、市街地建築課マンション政策室にて受付	住宅局 市街地建築課 マンション政策室 03-5253-8111 (内線 39684)	NPOへの補助件数：3件	No.9
10	基本計画等作成等事業	継続	国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う。地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等(NPO法人を含む場合がある)に対して補助を行う。	※1	※1	1/3 〔間接補助〕	地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)	※2	No.10
11	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等(NPOを含む場合がある)の運営・活動(勉強会、資料収集等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等(NPOを含む)が行う上記事業に対して補助を行う。	(38,379の内数) ※1	(37,385の内数) ※1	1/2、1/3等 〔間接補助〕	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 (内線 39677)	※2	No.11
12	重層的住宅セーフティネット構築支援事業(居住支援協議会等活動支援事業)	継続	住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化の取組みを支援する。	(450の内数)	(210の内数)	10/10 〔定額補助〕 〔直接補助〕	民間事業者、NPO法人等	検討中	検討中	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39864)	NPOが構成員となっている居住支援協議会への補助：H28年度14件	No.12
13	スマートウェルネス住宅等推進事業	継続	子育て世帯、高齢者世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備、先導的な取組み及び住宅確保要配慮者向けの住宅の改修に対する支援を実施する。	(32,000の内数)	(32,000の内数)	1/10、1/3等 〔直接補助〕	民間事業者、NPO法人等	補助事業者において公募を実施	補助事業者において募集を実施	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39856)	NPOへの補助：H28年度：4件(H29.1末時点)	No.13
14	観光地域ブランド確立支援事業	継続	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、国土交通省は、地域の取組段階に応じ、地域のマネジメントを中心的に担う民間団体等が行う地域独自の「ブランド」の確立を通じた滞在交流型観光の推進に向けた取組を支援する。	(205の内数)	(251の内数)	① 観光地域ブランド確立基盤づくり支援10/10(定額補助) ② 観光地域ブランド確立支援2/5 〔直接補助〕	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律及び観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針に基づき作成され、同法第8条第3項の認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている観光地域づくりプラットフォームである法人(NPO含む)	検討中	検討中	観光庁 観光地域振興課 03-5253-8111 (内線 27717)	※2	No.14
15	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	新規	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存公共施設の再編・集約に係る改修に対して支援を行う。	(150の内数)	-	1/2以内 〔間接補助〕	市町村、NPO法人等	2～3月に公募	地方公共団体を通じて申請	国土政策局 地方振興課 03-5253-8111 (内線 29542)	-	No.15 29年度から、事業主体にNPO法人等を追加

※1 社会資本総合整備事業(平成29年度19,997億円、平成28年度24,113億円(うち補正4,127億円))の内数。

※2 地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない。

※3 地方公共団体等では、この予算の他、社会資本総合整備事業(平成29年度19,997億円、平成28年度24,113億円(うち補正4,127億円))の内数での事業実施もある。

通常事業

平成29年度:NPO関連予算総括表(訂正版)

省庁名

国土交通省

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	H29年度予算額 (百万円)	H28年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	28年度NPO への実績	備考
16	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	継続	河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。 国土交通省及び地方公共団体は、この登録された「子どもの水辺」におけるソフト・ハード面の様々な支援を実施。例えば、協議会に対し、子どもの水辺サポートセンターから資機材の貸出、情報提供等を支援。	(781,602の内数) ※3	(877,537(うち補正96,235)の内数) ※3		国、地方公共団体	通年	市区町村教育委員会や河川管理者、市民団体等で構成される「子どもの水辺」協議会において、「子どもの水辺」を選定し、「子どもの水辺サポートセンター」へ登録。また、「子どもの水辺」とするため河川整備が必要な場合には、「子どもの水辺」協議会において、「水辺の楽校構想」を作成の上、各市区町村長から当該市区町村の存する都道府県知事を通じて国土交通省水管理・国土保全局長に対して申請書を提出。	水管理・国土保全局河川環境課(内線 35433) 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	-	No.16
17	自然再生事業	継続	国土交通省及び地方公共団体は、湿地・干潟の再生等の河川における良好な自然環境を保全・復元する自然再生事業を市民団体、NPO等との協働により推進する。	(781,602の内数) ※3	(877,537(うち補正96,235)の内数) ※3		国、地方公共団体	通年	右記問い合わせ先に直接連絡	水管理・国土保全局河川環境課(内線 35445) 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	-	No.17
18	河川協力団体制度	継続	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。また、NPO等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第99条に基づく委託を受けることも可能となる。	(781,602の内数) ※3	(877,537(うち補正96,235)の内数) ※3		国、地方公共団体	各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)において決定。	各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)に対して申請書を提出。	水管理・国土保全局河川環境課(内線 35444) 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	-	No.18
19	海辺の環境教育の推進	継続	市民による港の良好な自然環境の利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の機会の提供を行う。	(232,057の内数) ※3	(272,247(うち補正40,535)の内数) ※3		国、地方公共団体等	通年	地方整備局等に対して連絡	港湾局海洋・環境課03-5253-8111(内線 46652)	-	No.19
20	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業	終了	地方部における地域資源を活かした事業型の地域づくり活動を創出し、地域の活性化を図るため、地方公共団体、地域金融機関、NPO、民間企業等から構成された組織(地域づくり活動支援体制)の構築及び地域づくり活動支援体制が行う事業型の地域づくり活動に対する支援(中間支援活動)に要する経費を補助する。	0	(30の内数)	10/10定額補助(1件当たり限350万円。) [直接補助]	地方公共団体、地域金融機関、NPO、民間企業等から構成された組織(地域づくり活動支援体制)	4~5月に公募	国土交通省HPにて手続きを公表し、地方振興課にて受付	国土政策局地方振興課03-5253-8111(内線 29583)	NPOを構成主体に含んだ地域づくり活動支援体制への補助件数: H28年度 2	H26~H28年度の3ヶ年実施
合計		-	-									

※1 社会資本総合整備事業(平成29年度19,997億円、平成28年度24,113億円(うち補正4,127億円))の内数。

※2 地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない。

※3 地方公共団体等では、この予算の他、社会資本総合整備事業(平成29年度19,997億円、平成28年度24,113億円(うち補正4,127億円))の内数での事業実施もある。